

【1989年5月23日】雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

衆議院社会労働委員会

雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する
法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

衆議院社会労働委員会

平成元年五月二三日

政府は、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

- 一 近年著しく増加しているパートタイム労働者等については、その処遇及び労働条件等をめぐる諸問題にかんがみ、これらの者の雇用の安定、労働条件の確保を図るため、法的整備を含め必要な措置について検討すること。
- 二 小零細企業労働者及びパートタイム労働者の雇用保険への加入促進に格段の努力を払うこと。
- 三 パートバンクの一層の増設を含め、公共職業安定所における職業紹介機能の強化及び体制の充実強化を図るとともに、就職情報誌紙等をめぐる諸問題に対応するため必要な規制を行うこと。
- 四 いわゆる多重就労の実態を早急に把握するとともに、法的整備を含む必要な対応策を検討すること。
- 五 不正受給の防止対策については、一層の強化を図ること。
- 六 本格的な高齢化社会の到来を迎え、高齢者の雇用と生活の安定を保障する観点から、公的年金制度との連携を図りつつ、定年延長、雇用延長をはじめ、高年齢者の雇用就業対策について、法的措置を含め抜本的な拡充、強化を図ること。
- 七 雇用保険三事業として実施している各種給付金制度については、中小零細企業における活用を促進するため、職業安定機関等における指導援助を拡充、強化すること。
- 八 雇用保険三事業については、経済社会の変化に対応し、適宜各種給付金の整理統合をはじめ制度及び運営の両面にわたり必要な見直しを行うこと。
- 九 本法の実効ある運営を確保するため、定員増を含め行政の実施体制の充実強化を図ること。